

# コーポレート・ガバナンス

経営の健全性と効率性を追求するとともに  
The FUJITSU Wayを推進する統治体制を強化していきます。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求し、同時に事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要です。これを実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であるとの基本的な考え方のもと、富士通では社外役員の積極的任用により経営の透明性と健全性を確保するとともに、経営の監督機能と執行機能の分離を行うことによって意思決定を迅速に行い、同時に経営責任を明確にすることに努めています。監督と執行の2つの機能間での緊張感を高めることにより、経営の透明性を図りつつ効率性を一層向上させていきます。

## コーポレート・ガバナンス体制の状況

### 会社の機関の内容

富士通の経営の監督機関としては取締役会があり、その配下の執行機関である経営戦略会議と経営会議に代表される執行機能の経営監督を行います。執行機関のうち、経営戦略会議では、経営に関する基本方針、戦略について討議し決定します。経営会議では、経営執行に関する重要事項について決定します。なお、経営戦略会議および経営会議に付議された事項は、各会議での討議の概要も含め取締役会に報告され、そのうちとくに重要な事項については、取締役会にて決定します。

また、監査機能として監査役(会)があります。監査役(会)は取締役会および執行機能の監査を行います。

なお、取締役会は、社内取締役9名、社外取締役2名の合計11名で、監査役会は社内監査役2名、社外監査役3名の合計5名で構成されています。

### 監査役監査、内部監査の状況

富士通は監査役制度を採用しています。監査役は、取締役会および経営戦略会議、経営会議などの経営執行における重要な会議に出席し意見を述べるとともに、必要に応じ各執行組織に直接聴取を行うなどの方法により、取締役会および執行機能の監査を行います。

また、内部監査部門として、コーポレートセンターに経営監査部を設置しています。経営監査部は、社内および関係会社の業務監査を行い、業務の改善提案を行うとともに、監査結果を経営会議で定期的に報告しています。

## コーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間の取り組み

富士通グループの目標、指針、行動の規範を定めたThe FUJITSU Wayの浸透、定着を一層加速するため、富士通グループでは、2004年7月に経営会議直属の委員会として「The FUJITSU Way推進委員会」および「行動の規範推進委員会」を設置し、The FUJITSU Wayの活動の一環として、リスクマネジメントの推進と、

内部統制に関する体制・仕組みの構築を推進しました。さらに、従来独自に活動していた「リスク管理委員会」および「環境委員会」をその下部機能として再編し、これらの活動を通じてThe FUJITSU Wayに則したコーポレート・ガバナンスの実現を推進しています。

### 行動の規範推進委員会(新設)

社会規範および社内ルールの浸透の徹底、規範遵守の企業風土の醸成とそのため社内体制 / 仕組みの構築を推進しています。2004年9月より、社員からの内部通報・相談の窓口として「ヘルプライン制度」を設け、行動の規範の徹底に努めています。

### リスク管理委員会

具体的な発生事案に関する情報の把握と発生リスクによるお客さまおよび富士通グループ全体への影響を極小化するための対策を行っています。重要な事項は、経営会議や取締役会に報告し対応を協議するとともに、富士通グループ全体への周知徹底を行い、富士通グループ全体での危機管理体制の強化を図っています。

### 環境委員会

富士通グループ環境方針、富士通グループ環境行動計画に基づき、富士通グループ全体での環境活動の推進・強化を図っています。

